

ひろしま産学共同研究拠点管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十六号

ひろしま産学共同研究拠点管理規則の一部を改正する規則

ひろしま産学共同研究拠点管理規則（平成二十六年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（施設及び設備の利用の取りやめ）</p> <p>第四条 利用者は、施設の利用を取りやめようとするときは別記様式第五号による施設利用取下書を、設備の利用を取りやめようとするときは別記様式第六号による設備利用取下書を当該施設及び設備の利用日時までに、知事に提出しなければならない。</p>	<p>（施設及び設備の利用の取りやめ）</p> <p>第四条 利用者は、施設及び設備を利用する前に、その利用を取りやめようとするときは、当該施設及び設備の利用日時までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>（機器操作等の依頼手続）</p> <p>第七条 成績書若しくは証明書が発行又は前処理若しくは試料調製若しくは設備利用における機器操作（以下「機器操作等」という。）を依頼しようとする者は、別記様式第七号による機器操作等依頼書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（機器操作等の依頼手続）</p> <p>第七条 成績書若しくは証明書が発行又は前処理若しくは試料調製若しくは設備利用における機器操作（以下「機器操作等」という。）を依頼しようとする者は、別記様式第五号による機器操作等依頼書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>（機器操作等の依頼の取りやめ）</p> <p>第八条 機器操作等の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、その依頼を取りやめようとするときは、別記様式第八号による機器操作等依頼取下書を知事に提出しなければならない。ただし、既に機器操作等（その準備を含む。）に着手したときは、これを取りやめることができない。</p>	<p>（機器操作等の依頼の取りやめ）</p> <p>第八条 機器操作等の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、その依頼を取りやめようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、既に機器操作等（その準備を含む。）に着手したときは、これを取りやめることができない。</p>
<p>（使用料等の分納及び後納の申請）</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 使用料等の分納又は後納の承認を受けようとする者は、別記様式第九号による使用料等分納（後納）申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（使用料等の分納及び後納の申請）</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 使用料等の分納又は後納の承認を受けようとする者は、別記様式第六号による使用料等分納（後納）申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>（使用料等の減免）</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定により施設の使用料の減免を受けようとする者は別記様式第十号による施設使用料減免申請書を、設備の使用料等の減免を受けようとする者は別記様式第十一号によ</p>	<p>（使用料等の減免）</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定により施設の使用料の減免を受けようとする者は別記様式第七号による施設使用料減免申請書を、設備の使用料等の減免を受けようとする者は別記様式第八号による</p>

る設備使用料等減免申請書を知事に提出しな
ければならない。

(使用料等の返還)
第十一条 (略)

2 前項の規定により施設の使用料の返還を受
けようとする者は別記様式第十二号による施
設使用料返還申請書を、設備の使用料等の返
還を受けようとする者は別記様式第十三号に
よる設備使用料等返還申請書を知事に提出し
なければならない。

設備使用料等減免申請書を知事に提出しな
ければならない。

(使用料等の返還)
第十一条 (略)

2 前項の規定により施設の使用料の返還を受
けようとする者は別記様式第九号による施設
使用料返還申請書を、設備の使用料等の返還
を受けようとする者は別記様式第十号による
設備使用料等返還申請書を知事に提出しな
ければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後

様式第1号（第3条関係）

施設利用申請書

（略）

なお、様式に記載した内容について、広島県が、ひろしま産学共同研究拠点の利便性向上等を目的としたアンケート調査及び利用者^に有益と思われるサービス等の情報提供に活用することに同意します。

（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
		取扱者	（略）
備考 （支払方法等）	（略）		

注（略）

改正前

様式第1号（第3条関係）

施設利用申請書

（略）

なお、様式に記載した内容は、ひろしま産学共同研究拠点の利便性向上等を目的としたアンケート調査や有益と思われるサービスなどの情報提供に広島県が活用することに同意します。

（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
		取扱者印	（略）
備考	（略）		

注（略）

様式第2号 (第3条関係)

設備利用申請書

(略)

なお、様式に記載した内容について、広島県が、ひろしま産学共同研究拠点の利便性向上等を目的としたアンケート調査及び利用者^に有益と思われるサービス等の情報提供に活用することに同意します。

(略)

備 考	(略)	(略)	(略)
(支払方法等)		取 扱 者	(略)

注 (略)

様式第2号 (第3条関係)

設備利用申請書

(略)

なお、様式に記載した内容は、ひろしま産学共同研究拠点の利便性向上等を目的としたアンケート調査や有益と思われるサービスなどの情報提供に広島県が活用することに同意します。

(略)

備 考	(略)	(略)	(略)
		取 扱 者 印	(略)

注 (略)

別記様式第四号の次に次の二様式を加える。

施設利用取下書

年 月 日

様

依頼者	住 所 (所在地)	(〒 ー)
	氏 名 〔名称及び 代表者の氏名〕	
連絡先	住 所 (上記と異なる場合)	(〒 ー)
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名 (上記と異なる場合)	
	電 話	() ー
	メ ー ル	

年 月 日付け

号で許可を受けた施設の利用を取り下げます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

設 備 利 用 取 下 書

年 月 日

様

依頼者	住 所 (所在地)	(〒 —)
	氏 名 〔名称及び 代表者の氏名〕	
連絡先	住 所 (上記と異なる場合)	(〒 —)
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名 (上記と異なる場合)	
	電 話	() —
	メ ー ル	

年 月 日付け

号で許可を受けた設備の利用を取り下げます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第7号 (第7条関係)

機器操作等依頼書		
(略)		
なお、様式に記載した内容について、広島県が、ひろしま産学共同研究拠点の利便性向上等を目的としたアンケート調査及び利用者 ^に 有益と思われるサービス等の情報提供に活用することに同意します。		
(略)		
(略)	(略)	(略)
	取扱者	(略)
備考 (支払方法等)	(略)	
注 (略)		

改正前

様式第5号 (第7条関係)

機器操作等依頼書		
(略)		
なお、様式に記載した内容は、ひろしま産学共同研究拠点の利便性向上等を目的としたアンケート調査や有益と思われるサービスなどの情報提供に広島県が活用することに同意します。		
(略)		
(略)	(略)	(略)
	取扱者印	(略)
備考	(略)	
注 (略)		

別記様式第七号の次に次の様式を加える。

様式第8号（第8条関係）

機 器 操 作 等 依 頼 取 下 書

年 月 日

様

依頼者	住 所 (所在地)	(〒 —)
	氏 名 〔名称及び 代表者の氏名〕	
連絡先	住 所 (上記と異なる場合)	(〒 —)
	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名 (上記と異なる場合)	
	電 話	() —
	メ ー ル	

年 月 日付で提出した次の機器操作等依頼書を取り下げます。

機器操作等の内容	
----------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="237 341 607 373">様式第9号—様式第13号 (略)</p>	<p data-bbox="1133 341 1503 373">様式第6号—様式第10号 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。